

(消費の許可を要さない数量等)

(1) 観賞又は信号用の煙火のうち、消費場所において1日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

煙火の種類等		数量
球状の 打揚煙火	外殻の直径6cm以下のもの	50個以下
	外殻の直径6cmを超え10cm以下のもの	15個以下
	外殻の直径10cmを超え14cm以下のもの	10個以下
焰管200個以下の仕掛煙火		1台
スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物(筒物1個が火薬1g以下爆薬0.1g以下のもの)		300個以下
爆竹(爆竹1個が、1本の火薬1g以下爆薬0.1g以下の筒物30本以下で連結されているもの)		300個以下
競技用紙雷管		無制限

(2) 映画、演劇等の効果用として、1日に消費できる煙火の無許可数量は、次のいずれかに該当する場合とする。

煙火の種類等	数量
原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個15g以下の煙火	50個以下
原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個15gを超え30g以下の煙火	30個以下
原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個30gを超え50g以下の煙火	5個以下
発煙筒、撮影用照明筒	無制限
爆薬(爆発音を出すためのもの)0.1g以下の煙火	無制限